

## 入札参加資格審査申請書提出に係る留意事項

- 1 入札参加資格審査申請書提出要領を確認したうえで、必要書類を作成のうえ、提出すること。
- 2 入札参加資格審査申請書を提出する際には、資料の添付忘れ、誤記入等に十分注意し、確認を行ったうえで提出すること。
- 3 平成28年度嘉麻市建設工事等競争入札参加有資格者名簿において、測量・建設コンサルタント等有資格者名簿に登録されている参加表明者については、提出不要であること。
- 4 本業務の参加にあたり提出された資格申請書類については、本業務のプロポーザル参加資格を審査するものであって、今回資格申請書類を提出したことによって、平成28年度嘉麻市建設工事等競争入札参加有資格者名簿へ記載されるものでないこと。

## 入札参加資格審査申請書提出要領

1. 受付期間 平成28年4月28日から平成28年5月11日まで  
※ただし、土曜・日曜・祝日は除く。
2. 受付時間 午前9時から午後5時まで
3. 提出先 嘉麻市役所 庁舎・交通体系対策室（碓井庁舎1階）
4. 提出方法 持参のみ（A4ファイル（紙製・色指定なし）綴り）

### 5. 提出書類

1. 入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
2. 登録証明書等の写し
3. 営業所一覧表（任意様式）
4. 測量等実績調書（直前2年分、任意様式）
5. 使用印鑑届
6. 印鑑証明書 ※写し可
7. 登記簿謄本（法人の場合）、代表者の身分証明書（個人の場合） ※写し可
8. 技術者経歴書（任意様式）
9. 財務諸表類（決算報告書、直近1年分）の写し
10. 委任状（別紙1） ※支店・営業所等へ委任がある場合
11. 誓約書（別紙2）

**※ 様式は統一様式に準じております、各様式については任意に作製したものでも利用可能です。**

### 6. 注意事項

- (1) 文字は楷書で明瞭に書いて下さい。ゴム印を利用できる箇所は使用しても差し支えありません。
- (2) 各証明書類については、提出時直前の3カ月以内のものを利用して下さい。
- (3) 提出書類は上記の順序とおり並び替え、A4ファイルで綴じてください（紙製・色指定なし）。
- (4) 申請書提出後、その内容に変更があった場合は、必要書類を添付のうえ、嘉麻市役所 庁舎・交通体系対策室 ~~財政課管財係~~ に提出して下さい。
- ~~(5) 業者カードも併せて提出願います。~~

平成28年5月6日 現在で修正しています。

(別紙1)

## 委任状

私は、下記の受任者を代理人と定め、嘉麻市との契約事項に対して、  
下記の権限を委任いたします。

### 記

委任期間 平成28年4月28日から平成29年3月31日まで

委任事項 1. 入札、見積及び契約締結に関する件  
2. 契約代金並びに前払い金の請求受領に関する件  
3. 契約保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する件  
4. 復代理人選任に関する件  
5. その他の契約に関する一切の件

委任者 住所  
(本店・社)  
商号または名称  
氏名 実印

受任者 住所  
(支店・社)  
商号または名称  
氏名 使用印  
電話番号

(別紙2)

## 誓 約 書

平成 年 月 日

嘉麻市長 殿

所 在 地  
商号または名称  
代表者氏名  
電 話 番 号

実印

嘉麻市競争入札参加者として、次の事項を遵守することを誓約します。なお、もし下記事項に違背したときは、指名停止等の措置を講じられても異議を申しません。

### 記

1. 競争入札に参加した業者間において、公正な価格を阻害し、また不正の利益を得る目的で談合若しくは何等の協議もしないこと。
2. 競争入札参加者として、関係法令等を誠実に遵守すること。
3. 契約履行について、不正な行為を行わず、誠実に履行すること。
4. 暴力的行為（暴行、脅迫、職務強要行為を含む）を行わないことは勿論、名目の如何を問わず暴力的組織に所属したり、密接な交際や暴力的組織の利用を行わないこと。
5. 嘉麻市政治倫理条例第6条（市の禁止事項）第1項第1号から第6号に該当する場合は、直ちに書面で届け出ること。（※別紙その1参照）
6. 嘉麻市暴力団等追放推進条例4条（市の事務及び事業における措置）の措置を講じられても異議なきこと。（※別紙その2参照）

(別紙その1)

## 嘉麻市政治倫理条例

### 目次

- 第1章 目的及び責務（第1条－第4条）
  - 第2章 政治倫理基準（第5条－第7条）
  - 第3章 資産等報告書（第8条－第9条）
  - 第4章 審査請求及び審査機関（第10条－第16条）
  - 第5章 違反の措置（第17条－第23条）
  - 第6章 雑則（第24条）
- 附則

### ※抜 粋

（市の禁止事項）

第6条 市は、次の各号に掲げる個人事業者、法人企業その他の団体（国、県その他の地方公共団体又は市が出資若しくは財政上の助成を行っている団体を除く。以下「法人等」という。）と請負契約、業務委託契約、若しくは年間50万円以上の一般物品納入契約を締結し、又は指定管理者の指定をしてはならない。

- （1）市長等、議員及びその配偶者又は2親等以内の親族が経営する法人等
- （2）市長等、議員及びその配偶者又は2親等以内の親族が、報酬（顧問料その他の名目を問わない。）を受領し、又は役員として経営に関与している法人等
- （3）市長等及び議員の同居者が経営する法人等
- （4）市長等及び議員の就任前1年以内に、市長等、議員及びその配偶者又は2親等以内の親族が経営権を有していた法人等
- （5）市長等、議員及びその配偶者又は2親等以内の親族並びに同居者が経営する法人等と取引上重要な利害関係を有する法人等（その系列企業を含む。）
- （6）行政の理念及び社会的倫理に反する行為として市民から批判の対象とされる法人等

(別紙その2)

## 嘉麻市暴力団等追放推進条例

### ※抜 粋

(市の事務及び事業における措置)

第4条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団等及び暴力団員等を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に規定する措置を講ずるため必要と認めるときは、暴力団員であると疑われる者について、警察署に照会して暴力団員であるかどうかを確認するために必要な情報の提供を求めることができる。